



いちい ケアプランステーション えにわ

訪問看護、訪問介護併設の
居宅介護支援事業所です。



ヤルカ
株式会社 YARUKA

アクセス



いちい
ケアプランステーション えにわ

〒061-1431 恵庭市有明町4丁目1番1号

TEL.0123-25-8010

FAX.0123-25-6314

営業日 月曜日～金曜日

受付時間 9:00～17:00

E-mail info@yaruka.jp

Web http://yaruka.jp



公式WEBサイト



介護保険を利用して サービスを受けるには？

STEP 1 介護サービス利用の開始



お住まいの市区町村の窓口で要介護
認定の申請をします。

STEP 2 認定調査・主治医意見書



市区町村等の調査員が自宅や施設等を訪
問して、心身の状態を確認するための認定
調査を行います。
主治医が心身の状態や病状などについて
意見書を作成します。

STEP 3 介護認定調査会による認定



調査結果

審査判定コンピュータによる一次判定(全
国一律の判定方法)、一次判定の結果と主
治医意見書に基づき、介護認定審査会に
よる要介護度の判定(2次判定)が行われ
ます。

STEP 4 要介護認定の結果通知



要介護

市区町村は、介護認定審査会の判定結果にもとづ
き要介護認定を行ない申請者に結果を通知します。
申請から認定の通知までは原則30日以内に行ない
ます。認定は要支援1・2から要介護1～5までの7段
階および非該当に分かれています。

STEP 5 介護サービス利用の開始



サービスを利用する場合は、ケアプラン(居宅
サービス計画)の作成が必要です。「要支援1」
「要支援2」の介護予防サービス計画書は地域
包括支援センターに相談し、「要介護1」以上の
介護サービス計画書は介護支援専門員(ケア
マネジャー)のいる、居宅介護支援事業者(ケア
プラン作成事業者)へ依頼します。

こんな事でお困りではありませんか？

介護保険って
どうやって利用するの？



家事や買い物
できなくなって困る。



退院後、家族の介護…
できるか不安。



車椅子や
ベッドを借りたい。



自宅でも
リハビリを続けたい。



介護に関する様々な悩みや不安、どんなことでも当事業所にご相談ください。

専属の介護支援専門員(ケアマネジャー)がしっかり応えます。

居宅介護支援事業所とは？

ケアプラン(居宅サービス計画)を作成します。

住み慣れた地域で可能な限り自立した生活を送るために、介護支援専門員(ケアマネジャー)が、心身の状況や生活環境、本人や家族の希望等に沿って、ケアプラン(居宅サービス計画)を作成します。

サービスや入退院の連絡・調整をします。

ケアプランに位置づけたサービスを提供する事業所や、施設などとの連絡・調整を行います。入退院においてスムーズな流れや連携を図るための連絡・調整等を行います。

要介護認定等の申請・更新手続きの代行をします。

本人や家族の代わりに、要介護認定の申請手続きや更新認定の申請手続きを行います。

定期的にサービスの実施状況を確認します。

サービス担当者会議、ご自宅へ定期的な訪問を行いサービス実施状況の確認と計画の修正を行います。

医療や介護に関する相談に対応します。

介護保険制度の内容や利用方法、申請手続きなどの相談を受け付けています。居宅介護支援事業所に来所するほか、訪問や電話での相談も可能です。介護保険や福祉に関する相談・苦情を受け付け解決に努めます。

介護保険サービス提供までの流れ

1 お問い合わせ

お電話でも、事業所へのご来所でも、どうぞお気軽にお問い合わせください。



2 ご自宅への訪問

ケアマネジャーがご自宅を訪問し、ご本人やご家族の状況や希望を伺ったうえで、ケアプラン(居宅サービス計画)を作成します。



3 介護サービスの連絡・調整

介護サービスに関する手配や、連絡・調整などを行います。



4 サービス実施状況の確認

月に1回お宅を訪問し、状況を把握したうえで、サービスの継続や内容の見直しを行います。ケアマネジャーは、恵庭市および近隣市町村にお住まいの介護・支援が必要な方を対象に、医療や介護と連携しながら、ご本人が望む自宅での生活を支援していきます。



いちいケアプランステーション えにわの特色

経験豊富な主任介護支援専門員(主任ケアマネジャー)が在籍していますので、様々なご相談に応じることができます。



※主任介護支援専門員とは、地域のまとめ役として介護保険サービスや他の保健・医療サービスを提供する者との連絡調整の他、介護支援専門員の相談、育成も行うリーダー的な存在です。

訪問看護、訪問介護が併設していますので、医療系サービスの利用を希望される方、または、必要があると判断された場合には各専門職(看護師、理学療法士、介護福祉士等)と連携を図り、生活を支援します。

ご利用頂ける方

65歳以上(第1号被保険者)の方

原因に関わらず介護が必要となった場合にサービスが受けられます。

40～64歳まで(第2号被保険者)の方

健康(医療)保険に加入している方で、特定疾病が原因で介護が必要になった場合にサービスが受けられます。



利用料金

ケアプラン作成にかかる費用は全額介護保険でまかなわれます(自己負担はありません)。

※それぞれのサービスの具体的な利用料金等は、ケアマネジャーもしくは、それぞれの事業所にお問い合わせください。



いちい
ケアプランステーション えにわ